男鹿市告示第103号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定により、次のとおり指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号および第115条の20第2号に基づき、公示する。

令和5年9月6日

男鹿市長 菅 原 広 二

事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
		令和5年8月29日	認知症対応型共同生
有限会社ヘルスケ	グループホームゆうあい		活介護
	J 77 J N. 2117 J W	廃止年月日	10 /1 112
ア悠愛	男鹿市払戸字渡部114番	7,5 1,7 1,	介護予防認知症対応
	til o	令和5年9月30日	### W E # X X X *#
	地 3		型共同生活介護